

医師不足の診療科の医師確保対策

○産婦人科、小児科等の厳しい勤務環境にある診療科において医師が不足

- ↑ 救急医（産科医、麻酔科医、新生児科医、新生児科医、小児科医等を含む）に救急勤務医手当を支給する 2 次救急医療機関等に対して財政支援
- ↑ 産科医等に分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して財政支援
- ↑ 出生後NICU（新生児特定集中治療室）に入る新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して財政支援

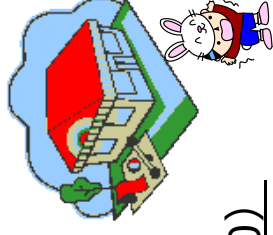


女性医師の増加に対する対応

- 出産・育児による離職の増加
 - ・ 国家試験合格者に占める女性の割合が約3分の1
 - ・ 特に小児科・産婦人科では20代医師のうちそれぞれ49%、68%が女性医師
 - ・ 女性医師にもM字カーブが存在



地域でお産を支えている産科医の手当等への財政支援



院内保育や子育て相談を充実

(参考) 院内保育を実施している病院数： 約3,000か所 (H20)



助産師が地域で「院内助産所」や「助産師外来」を開設することを支援



出産・育児等により離職している女性医師の復職支援のための都道府県の受付・窓口の設置等を支援



平成24年度予算案における地域・診療科による医師の偏在解消施策について (主なもの)

救急勤務医支援事業 250億円の内数(259億円の内数)

(カッコ内は23年度予算額。以下同じ)

第二次救急医療機関に勤務する救急医の処遇改善を図るため、休日・夜間において救急勤務医手当(宿日直手当や超過勤務手当とは別)を支給する。

(対象経費) 勤務医に対する手当(救急勤務医手当)

(補助先) 都道府県(間接補助先:厚生労働大臣が認める者)

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 事業開始初年度の施設:土日祝日の昼間13,570円/回、夜間18,659円/回

事業開始2年目以降の施設:土日祝日の昼間 6,785円/回、夜間 9,330円/回

(創設年度) 平成21年度

産科医等確保支援事業 250億円の内数(259億円の内数)

産科医等の処遇を改善しその確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取扱機関に対して財政支援を行う。

(対象経費) 産科医等に対する手当(分娩取扱手当)

(補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者※)

※高額な分娩費用を得ている分娩取扱機関を除く。

(補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)

(積算単価) 10千円/件

(創設年度) 平成21年度

産科医等育成支援事業 250億円の内数(259億円の内数)

臨床研修修了後の後期研修で産科を選択する者の処遇改善を行う医療機関に対して財政支援を行い、産科を志望する若手医師等の確保を図る。

- (対象経費) 産科後期研修医に対する手当(研修医手当等)
- (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣が認める者)
- (補助率) 1/3(負担割合:国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)
- (積算単価) 1人あたり月額50千円
- (創設年度) 平成21年度

新生児医療担当医確保支援事業 250億円の内数(259億円の内数)

過酷な勤務状況にある新生児医療担当医の処遇を改善するため、出生後NICUへ入室する新生児を担当する医師へ手当を支給する医療機関に対し財政支援を行う。

- (対象経費) 出生後NICUに入る新生児を担当する医師に対する手当
- (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、その他厚生労働大臣が認める者)
- (補助率) 1/3(国1/3、都道府県2/3以内、市町村2/3以内、事業主2/3以内)
- (積算単価) 10千円(新生児1人入院すること)
- (創設年度) 平成22年度

産科・小児科宿日直研修事業経費 361,304千円(348,666千円)

臨床研修において産科、産婦人科及び小児科の宿日直を行う際に、サポートとして研修医とともに宿日直を行う指導医等に係る経費について財政的支援を行う。

- (対象経費)臨床研修指導医(産科、産婦人科及び小児科)が休日・夜間に指導した際に支払う手当(研修人員)1年次:6,265人、2年次:6,512人
- (補助先)臨床研修病院(厚生労働大臣の指定した公私立病院)及び公私立大学附属病院
- (補助率)定額
- (創設年度)平成19年度

女性医師等就労支援事業 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数 (223,702千円)

出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、各都道府県において受付・相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や出産・育児等と勤務との両立を支援するための助言及び就労環境の改善を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図る。

- (対象経費) 相談窓口経費:コーディネーター謝金、消耗品費等
- 病院研修経費及び就労環境改善経費:指導医代替職員雇上経費、就労環境改善に必要な経費
- (補助先) 都道府県(間接補助先:市町村、厚生労働大臣の認める者)
- (補助率) 1/2(国1/2、都道府県1/2以内、事業者1/2以内)
- (積算単価)相談窓口経費:7,093千円/1か所
- 病院研修経費及び就労環境改善経費:11,938千円/1か所
- (創設年度) 平成20年度

病院内保育所運営事業 医療提供体制推進事業費補助金250億円の内数（1,826,100千円）

子供を持つ看護職員、女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就業を促進するため、医療機関に勤務する職員の乳幼児の保育を行う病院内保育所の運営に対する支援を行う。

(対象経費) 保育士等人件費、委託料

(補助先) 都道府県(間接補助先:民間の医療機関)

(補助率) 1/3(国1/3、都道府県1/3、事業者1/3)

(補助単価)

・運営費	180,800円/月(保育士1人当たり)
・24時間保育	23,410円/日
・病児等保育	187,560円/月
・緊急一時保育	20,720円/日
・児童保育	10,670円/日
・休日保育	11,630円/日

(創設年度) 昭和49年度

臨床研修指導医確保事業 1,044,618千円（1,003,110千円）

医師不足地域の臨床研修指導医や研修医を確保するため、大学病院や都市部の中核病院と医師不足地域の中小病院・診療所が連携した臨床研修の実施について財政支援を行う。【新規・特別枠】

- (対象経費) ①中小病院等に派遣される指導医の代替雇上費
②合同研修計画(合同研修プログラム)作成者の人件費
③事務補助員の人件費 等
- (補助先) ①中核病院 : 公立大学病院及び都市部の一定規模の臨床研修病院
②中小病院等 : 中核病院と連携する地方の中小病院・診療所
- (補助率) 定額
- (創設年度) 平成23年度

現状の課題

現在の地域医療再生計画は、二次医療圏を基本単位としていることから、都道府県単位（三次医療圏）の広域医療圏における医療提供体制の考え方が、十分に計画されているとはいえない状況である。

事業概要

- ◎都道府県が策定する地域医療再生計画に基づく事業を支援
- 対象地域 都道府県単位（三次医療圏） ※一次・二次医療圏を含む広域医療圏
- 対象事業 地域の実情に応じて自由に事業を決定
- 計画期間 平成25年度までの4年間
- 予算総額 2,100億円（15億円×52地域、加算額 1,320億円）（上限120億円）
- 計画の評価・助言は、厚生労働省に設置する有識者による会議で実施

都道府県に対する交付金の交付

- 被災3県以外…平成23年6月16日の期限までに、地域医療再生計画を提出。
有識者会議による評価を踏まえて、平成23年12月12日交付決定済み。
- 被災3県……地域医療再生計画の提出期限は、平成23年11月16日。
交付金の額については、それぞれ上限である120億円を確保。
そのうち、基礎額部分の15億円については、宮城県に対して8月18日、岩手県及び福島県に対して10月6日に交付決定済み。
また、残りの105億円のうち、50億円程度までは、簡便な事業内容を交付申請書に記載することにより、交付申請を可能とした。（宮城県からは、10億円の申請があり、12月12日交付決定済み。）